

# 中期目標期間の終了時の検討について

## 1 地方独立行政法人法の記載

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 2 本市における実施時期の検討および実施方針（案）

【実施時期】 21 年度評価に合わせて実施（なお、4 年目 (H20) に中間評価を実施）

【実施方針】 終了時の検討にあたっては中間評価やこれまでの年度評価を参照して実施することとする。  
検討の結果に基づく所要の措置の内容は第 2 期中期目標に反映させる。

本市は中間評価を実施しているが、制度の趣旨から、終了前に実施することが適当と考えられ、21 年度評価に合わせて実施する。

なお、実施にあたっては、評価手続きを簡素化する観点から、中間評価やこれまでの年度評価を参照して実施する。

【参考】 国立大学法人および先行事例

- ◆ 中期目標期間の終了年度(H21)に実施し、第 2 期中期目標に見直し内容を反映した。

## 3 進め方

		説明
7～8 月	業務継続の必要性検討	中間評価や大学認証評価等から、業務継続の必要性を検討する。
	組織及び業務全般の見直し	中間評価、年度評価指摘事項のうち第 1 期期間中に改善できなかった事項を中心に、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討事項を抽出する。
	所要の措置（案）作成	検討の結果をもとに、所要の措置（案）を作成する。
8 月下旬	評価委員会 意見聴取	所要の措置（案）を法人評価委員会にはかり、意見を聴取する。 (21 年度評価時)
9 月	目標への反映・法人通知	所要の措置の内容を中期目標に反映するとともに、法人に通知する。